

## 統一性・総合性確保評価の結果の政策への反映状況

平成 22 年度に評価の結果を取りまとめた「バイオマスの利活用に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記のとおりです。  
この内容については、平成 24 年 6 月 8 日に国会へ報告しています。

テーマ名	バイオマスの利活用に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 23 年 2 月 15 日)
関係行政機関	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

- (注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。  
2 関係行政機関の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

### 政策の評価の観点及び結果

#### ○ 評価の観点

バイオマス・ニッポン総合戦略（平成 14 年 12 月 27 日閣議決定。以下「総合戦略」という。）に基づき総合的かつ計画的に推進することとされているバイオマスの利活用に関する政策について、関係府省の各種施策・事業が総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

#### ○ 評価の結果

平成 14 年度の総合戦略の策定以降、バイオマス利活用施設の設置数の増加など、バイオマスを利活用するための環境が整備されつつあり、総合戦略に基づく政策が一定の役割を果たしてきたと言える。

しかし、以下のとおり、総合戦略の数値目標の設定に係る具体の根拠等が明確でないこと、政策のコスト・効果が把握できないこと等、有効性又は効率性の観点から課題がみられる。

##### (1) 政策目的の達成度等を測る指標の設定

- ① 総合戦略では、政策目的の達成度を測る指標として、平成 22 年を目途とする数値目標が設定されているが、その設定に係る具体の根拠が明確でない。
- ② 総合戦略の実施により、地球温暖化の防止等 4 つの効果が期待されているが、これらの発現を測る指標が設定されていない。

##### (2) 政策全体のコストや効果の把握

- ① 総合戦略では、施策の効果等を評価し、必要な見直しを行うことを規定しているが、数値目標の達成度の把握が不十分。
- ② バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議では、平成 18 年度から 20 年度までのバイオマス関連事業の実績のみ取りまとめており、7 年以上にわたって行われてきた政策について、バイオマス関連の決算額が特定できておらず、政策全体の効果も把握されていない。

##### (3) バイオマスタウンの効果の検証等

総合戦略では、バイオマスタウンの構築を重要施策と位置付け、農林水産省を中心として、バイオマスタウン構想の作成や実現を支援している。しかし、構想に掲げる取組項目の進捗が低調である、構想の実施による効果がほとんど把握されていない、構想に掲げるバイオマス原料の賦存量や利用量の算出根拠が明確でないものがあるなどの課題あり。

##### (4) バイオマス関連事業の効果の発現状況

- ① 平成 15 年度から 20 年度までの 6 年間に 6 省で計 214 事業を実施したが、効果的かつ効率的に実施されていない。
- ② 「施設導入」が予算規模では全体の 8 割以上を占めており、バイオマス関連施設における稼働や採算性が低調。

##### (5) バイオマスの利活用による CO<sub>2</sub> の削減

- ① 「カーボンニュートラル」の特性を有するバイオマスは地球温暖化防止に貢献するとされているが、バイオマス関連 132 施設において、CO<sub>2</sub> 収支を把握しているものは 3 施設。

② 「京都議定書目標達成計画」において、バイオマスタウンの構築によりCO<sub>2</sub>削減が見込まれているが、当省の試算によると、CO<sub>2</sub>収支等4項目のいずれの試算項目においてもCO<sub>2</sub>削減効果が発現していないものあり。

※ 下表は、平成23年11月24日に総務省、文部科学省及び国土交通省、同年11月25日に経済産業省及び環境省、同年12月9日に農林水産省がそれぞれ回答したものについて、24年3月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況
<p><b>(1) 政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握するための指標の設定</b></p> <p>関係省は、バイオマスの利活用に関する政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握し、検証するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 政策目的の達成度を的確に把握するため、数値目標の設定根拠を明確にすること。</p>	<p><b>(1) 政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握するための指標の設定</b></p> <p>【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号。以下「基本法」という。）に基づくバイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、以下の取組を実施。</p> <p>① バイオマスの活用の推進に関する国が達成すべき目標等については、基本法第20条第1項の規定に基づくバイオマス活用推進基本計画（平成22年12月17日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、バイオマスの活用が進んだ将来像を実現するための目標を設定している。</p> <p>具体的には、i) 政府として、1990年比で2020年までに温室効果ガスを25%削減する目標を掲げていること、ii) エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）において、バイオ燃料については、2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指すこととされたこと等を踏まえ、10年後の2020年を目標年として、新規施策の導入等によって達成が可能となる意欲的な目標を設定することとし、基本法第33条第1項の規定に基づくバイオマス活用推進会議における議論を経て、以下の数値目標を設定している。</p> <p>i) 個々のバイオマスの賦存状況や今後の技術向上等を踏まえ、バイオマスの利用率向上等を促し、約2,600万炭素トンのバイオマスを活用</p> <p>ii) 全市町村の約3分の1に相当する600市町村において市町村バイオマス活用推進計画を策定</p> <p>iii) バイオマスを活用した約5,000億円規模の新産業の創出</p> <p>それぞれの目標数値の算出方法の考え方は以下のとおりである。なお、今後数値目標を設定する場合は、設定根拠を明確化することとする。</p> <p>(1) 約2,600万炭素トンのバイオマスを活用</p> <p>各府省が把握している2009年におけるバイオマス種類の乾重量ベースの発生量（湿潤量の場合は合わせて含水率を把握）と炭素割合を用いて炭素換算での賦存量を計算し、その結果に2020年の目標利用率を乗じて利用量を求め、これを積み上げた。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>② 政策全体及び政策を構成する施策段階の効果を的確に把握できる指標を設定すること。  (総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>(2) 600 市町村における推進計画の策定  これまでバイオマスタウン構想を策定した約 300 市町村についてはバイオマス活用推進計画に移行を促すとともに、今後も自治体レベルでの取組を各種施策等により減速させないことを前提として、2020 年までの 10 年間にほぼ同数の市町村がバイオマス活用推進計画を策定するものとして計算を行った。</p> <p>(3) 約 5,000 億円規模の新産業  バイオマスを活用した新産業は、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）で示した農山漁村における 6 兆円規模の新産業の一部を構成するものであることから、その目標規模は、新成長戦略で新産業を算定した産業分野のうちバイオマスに関連の深い石油系燃料、ガス、発電、プラスチック等の分野において一定程度の市場を新規開拓又は代替するものとして算出した。</p> <p>② 基本計画において、バイオマスの活用が進んだ将来像を実現する観点から、政策全体の効果を把握できる数値目標を設定しており、この目標に即して、適時、効果を把握する。  また、基本計画に基づき、実現すべき成果目標等を明らかにしたロードマップを作成することとしていることから、この中で施策段階の効果を把握する指標の設定を検討していく。  なお、東日本大震災や原発事故が発生したことで、政府全体としてエネルギー政策の見直しが本格的に議論されているところである。今後、エネルギー・環境会議における議論の進捗状況等を踏まえつつ、ロードマップの作成に対応する。</p>
<p><b>(2) 政策のコストや効果の把握及び公表</b>  関係省は、バイオマスの利活用に関する政策のコストや効果を明確にし、国民への説明責任を全うするため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 数値目標及び指標の達成度等を定期的に把握し、検証できる仕組み（把握時期、具体の把握方法等）を構築すること。</p> <p>② 関係省は政策のコストや効果を的確に把握し、必要な見直しを行うこと。  また、バイオマス活用推進会議において、関係省の把握及び見直しの結果を踏まえ、バイオマスの利活用に関す</p>	<p><b>(2) 政策のコストや効果の把握及び公表</b>  【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】  バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、以下の取組を実施。</p> <p>① バイオマスの活用の推進に関する国が達成すべき目標等については、基本計画において、適時、設定した目標の達成状況の調査を行い、その結果をインターネットの利用等により公表することとしている。なお、達成状況の調査手法等については、エネルギー・環境会議における議論の進捗状況等を見ながら、関係省が連携して検討していく。</p> <p>② また、関係省の実施する政策のコストや効果等の的確な把握手法についても、同様に関係省が連携して検討していく。  検討結果を踏まえて、コスト等の点検を行い、基本法第 33 条第 1 項の規定に基づくバイオマス活用推進会議の議論を経て平成 23 年度結果から毎年度公表する予定である。</p>

<p style="text-align: center;">勧告</p>	<p style="text-align: center;">政策への反映状況</p>
<p>る政策のコストや効果等について点検し、毎年度公表すること。 (総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	
<p><b>(3) バイオマスタウンの効果の検証及び計画の実現性の確保</b> 関係省は、バイオマスタウンに関する政策(バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)第21条第2項の規定に基づく市町村バイオマス活用推進計画)を効果的かつ効率的に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 現行のバイオマスタウンについて、バイオマスタウン構想の実現状況(取組の進捗状況)、バイオマスの利用率の向上等効果の発現状況、バイオマスタウンの構築に係る補助事業の効果の発現状況等を検証すること。</p> <p>② 上記①の検証結果を踏まえ、市町村バイオマス活用推進計画等の作成に係る指針を策定すること。</p> <p>③ 市町村等が市町村バイオマス活用推進計画等に基づく各地域の取組を統一的な基準で評価し、計画の見直しや取組の改善を図ることが可能となる仕組みを構築するとともに、課題解決のための情報提供を行う等、計画の実現性を確保する取組を行うこと。 (総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p><b>(3) バイオマスタウンの効果の検証及び計画の実現性の確保</b></p> <p>【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】 バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、以下の取組を実施。</p> <p>① 都道府県や市町村が市町村バイオマス活用推進計画を定期的・自主的に検証するための参考情報として、市町村バイオマス活用推進計画検証マニュアルを作成することとしている。その作成に当たり、全国におけるバイオマスタウンの変換技術別の取組状況を踏まえ、取組効果の評価に必要な指標の整理を行うとともに、取組効果の発現状況等を現地ヒアリングにより確認し、その結果を踏まえて各種指標ごとの評価手法の検討・整理を行った。</p> <p>② 都道府県バイオマス活用推進計画及び市町村バイオマス活用推進計画の円滑な策定及び実施に資するよう、都道府県及び市町村のバイオマス活用推進計画の策定に当たっての留意事項を作成し、平成23年1月26日に農林水産省ホームページに掲載した。</p> <p>③ 市町村バイオマス活用推進計画検証マニュアル骨子案を、平成23年5月27日に農林水産省ホームページに掲載した。今後、この骨子案及び②の留意事項を踏まえ、関係者の意見を聞いた上で、平成24年夏までに、計画のフォローアップと事後評価を含む都道府県及び市町村バイオマス活用推進計画を作成する際の指針を策定・公表するとともに、成功事例等における課題を解決するための技術情報を提供する。</p>
<p><b>(4) バイオマス関連事業の効果的かつ効率的な実施</b> 関係省は、バイオマスの利活用に関する政策の実現手段</p>	<p><b>(4) バイオマス関連事業の効果的かつ効率的な実施</b></p>

勧告	政策への反映状況
<p>であるバイオマス関連事業を効果的かつ効率的に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 全てのバイオマス関連事業について、事業効果を的確に把握し、検証できる仕組みを構築すること。その際、当省の調査結果を踏まえ、効果や効率性を検証すること。</p> <p>② バイオマス関連事業について、</p> <p>i 施設導入に係る事業については、事業を中止した施設の例等の原因分析を行った上で、交付決定等における事業計画（原料の調達、原料の利用、エネルギー等の生産、バイオガスの利用、残さの利活用、採算性等）の実現性及び費用対生産量等の効果見込みに係る審査事項や、稼働開始後の的確な指導等を担保するための仕組みを事業実施要綱等に明記すること、</p> <p>ii 技術開発に係る事業については、採択するテーマの技術段階と実用化に至るまでの脈絡を明確にした上で実施するとともに、個別の事業で得られた結果を実用化に結び付けるための検討を行う仕組みを構築すること等、事業効果の実現性を高める取組を行うこと。</p>	<p>【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>① バイオマス関連事業の事業効果等については、ロードマップに照らして効果の把握・検証が行われることから、ロードマップの策定作業と併行して、バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に事業効果を把握・検証する仕組みを構築する。</p> <p>② バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、事業効果を把握・検証する仕組みについて事業実施要綱等へ明記する方向で検討するなど、事業効果の実現性を高める取組を行う。</p> <p>また、各省ごとの個別の取組内容は以下のとおり。</p> <p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際科学技術共同研究推進事業（旧：地球規模課題対応国際科学技術協力事業）における「サトウキビ廃棄物からのエタノール生産研究」（平成 24 年度終了予定／ベンチスケールのセルロース系サトウキビ廃棄物（茎、バガス等）からのエタノール生産に関する研究）については平成 24 年度中に事後評価を、「ナイル流域における食糧・燃料の持続的生産」（平成 26 年度終了予定／エジプトのデルタ周辺砂漠地域で農業排水を利用した未利用資源作物（ジャトロファ・ヒマワリ等）の栽培法の構築等）については平成 24 年度中に中間評価及び平成 26 年度中に事後評価をそれぞれ実施し、将来的な研究成果の社会還元に向けた取組等について評価を行う予定。</li> <li>戦略的創造研究推進事業において、研究領域「二酸化炭素排出抑制に資する革新的技術の創出」のうち、平成 20 年度採択のバイオマス関連研究課題（3 件。平成 22 年度に 1 件、平成 23 年度に 1 件がそれぞれ研究を終了。もう 1 件は平成 25 年度終了予定）のうち平成 23 年度に継続していた課題 2 件は、平成 23 年度に研究の進捗状況・研究成果の現状と今後の見込みに関する中間評価を実施しており、評価結果は平成 24 年 3 月 28 日に公表された。また、継続課題については研究終了後速やかに事後評価を行うとともに、研究終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況等を明らかにするための追跡評価を実施することとしている。</li> </ul> <p>(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設導入に係る事業への原因分析として、これまでの実施地区について、資金調達、原料調達及び製品の利用・販売等の様々な観点からの分析を行ってきたが、平成 23 年度においては、行政刷新会議の事業仕分けの結果を踏まえ継続事業以外の予算計上を見送ったこと、新規案件の採択</li> </ul>

勧告	政策への反映状況
	<p>を全く行わなかったため一旦採択された案件のみとなったことから、分析結果を関連事業の実施要綱等に反映することはしなかった。</p> <p>今回行った分析結果を生かすため、今後、施設導入に係る事業を実施する場合には、その内容を確実に事業実施要綱等に盛り込んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術開発に係る事業については、成果が普及に及ぶ技術開発を促進していくとともに、開発した技術を着実に普及・実用化する観点から、平成 23 年 1 月に「農林水産省における研究開発評価に関する指針」を改正し、技術の実用化を促進するための仕組みの改善を行った。具体的には、事前評価、終了時評価等の各段階における研究開発に係る数値目標及びロードマップの作成、評価委員会における民間有識者の割合の拡大（現行 1 割→2 割）、評価結果の予算等への反映の厳格化等の見直しを行ったところである。</li> </ul> <p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金（石油精製業者を対象に、バイオ燃料の導入に必要な設備整備を支援）において、補助金交付時、その設備整備がエネルギー供給構造高度化法に基づく判断基準に規定するバイオエタノール利用目標量の達成に資するものに補助することを規定し、事業計画の実現性を担保した。</li> <li>セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業（セルロース系資源作物の栽培からエタノール生産に至る一貫生産システムの開発）において、年 2 回、有識者による評価委員会を開催し、事業の方向性や継続可否等につき審議する中間評価を実施し、事業効果の実現性を担保した。</li> <li>「戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業（食糧生産活動に影響しない原料を用いた次世代技術の開発と既存技術の高効率化を目指した実用化技術の開発を行う）」において、平成 24 年 2 月、22 年度採択の 9 件のうち、ステージゲート（事業開始後の 2 年目に行う中間評価）を実施し、成果が有望な 5 件のみを継続案件とした。これにより、事業効果の実現性を高めた。</li> <li>バイオ技術活用型二酸化炭素大規模固定化技術開発（より多くの CO<sub>2</sub> を固定できる樹木の効率的生産に結び付くバイオマーカー（遺伝子情報等から生物の特性を把握するための指標）を研究）において、事業終了後、得られた成果を海外植林事業で活用し、実用化に結び付ける仕組みを構築した。</li> </ul> <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水汚泥バイオマスのエネルギー利用等の高効率化を図り、建設コストの大幅な削減やエネルギー効果促進を実現する革新的技術について、実規模レベルでの実証実験（下水道革新的技術実証事業）を平成 23 年度より展開してい</li> </ul>

勧告	政策への反映状況
<p>③ バイオマス関連事業について、事業のニーズの的確な把握等を踏まえ、各省の事業の重複を避ける観点も含め、バイオマス活用推進基本法第20条の規定に基づくバイオマス活用推進基本計画等における位置付けを明確にした上で、事業の廃止を含めた予算の見直しを行うこと。 （総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交</p>	<p>るところ（平成23年度は大阪市と神戸市にて実施）。本事業においては、公募時に「技術の普及展開戦略」を明記させ、外部有識者からなる評価委員会において審査の上、採択している。また、実証事業の実施に当たっても、上記委員会で成果の評価を行うこととしている。さらに、成果をガイドラインとして取りまとめ、全国の下水処理場への導入を促進することとしている。</p> <p>（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業（小規模な地方公共団体が再生可能エネルギー・省エネルギーに係る施設・設備を整備する事業を支援）においては、「バイオマス熱利用設備」が対象となっており、LCA（注）において50%以上の削減効果があることかつバイオマス利用率が80%であることを採択の条件としている。また、事業終了後3年間にわたって、「温室効果ガスの削減量」、「事業性の評価」、「事業による波及効果」等を記載した事業報告書の提出をすることを求めている。 （注）ライフサイクルアセスメント。バイオマス利活用システムの全ての工程を一貫して定量的に環境への影響を評価する手法。</li> <li>廃棄物エネルギー利用施設の整備事業の取扱要領には、「交付の対象となる施設の要件」において、「地球温暖化防止効果が十分に高いこと」、「事業実施の計画が確実かつ合理的であること」と明記している。</li> <li>地球温暖化対策技術開発等事業（エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究を実施）においては、バイオマス関連の課題について、LCAにおいて温室効果ガス削減率が50%以上と想定されることを応募の条件とするとともに、公募時の提出書類において「事業化・普及の見込み」を明記させ、外部有識者からなる評価委員会において審査の上、採択・実施している。 また、事業終了後も評価委員会において事後評価を実施し、優秀な課題について公開の成果発表会を開催して、広く関連事業者等に向けて成果の発信を行うとともに、事業が終了してから4年後に成果活用状況等について追跡評価を実施している。</li> </ul> <p>③ 現段階における関係省のバイオマス関連事業の見直し等今後の方針に係る取組内容は以下のとおり。 （文部科学省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他省の事業との重複を避ける観点について、総合科学技術会議の資源配分方針等を踏まえ、基本計画との整合性を取りつつ、必要に応じ関係行政機関とともに検討していく。</li> </ul> <p>（農林水産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマス関連事業については、行政刷新会議の事業仕分けにおいても抜本的な見直しを求められていることも踏まえ、基本計画の目標達成・推進の観点から事業の重点</li> </ul>

<p style="text-align: center;">勧告</p>	<p style="text-align: center;">政策への反映状況</p>
<p>通省、環境省)</p>	<p>化・見直しを行った。</p> <p>なお、他省の事業との重複を避ける観点については、行政事業レビューの事業点検の過程において、類似事業との役割分担を確認する項目があることから、この項目の確認体制を通じて点検していく。</p> <p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に当たっては、平成20年5月に策定された、社会還元加速プロジェクトロードマップや、総合科学技術会議・社会還元タスクフォース等での指摘を踏まえ、更なる各省連携を図ることとした。また、平成24年2月10日から議論を開始した「バイオマス事業化戦略検討チーム」においては、今後のバイオマスの利活用の在り方につき、事業の効率化を如何に図っていくか各省が連携し検討している。</li> </ul> <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画において、廃棄物バイオマスのエネルギー利用や未利用バイオマスの利用推進が掲げられており、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業のうちバイオマス関連事業については、廃棄物として処理されていた廃棄物系バイオマスの利用を図る先進的な事業の採択を進めていく方針である。また、平成22年度に実施された事業仕分け第3弾にて「例えば、廃棄物熱回収施設は高効率なものに限定し、予算を半分まで圧縮すること。」という指摘を受け、対象事業をより高効率なエネルギー利用施設に限定するとともに、平成23年度の予算の見直しを行っている。</li> </ul>
<p><b>(5) バイオマスの利活用によるCO<sub>2</sub>削減効果の明確化</b></p> <p>関係省は、バイオマスの利活用による地球温暖化防止効果の明確化を図るため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① LCA手法を早期に確立するよう努めるとともに、それまでの間においても、当省の試算結果も参考にし、CO<sub>2</sub>収支等を把握する仕組みを構築すること。</p> <p>② 施設導入に係る補助事業等の交付決定時に、CO<sub>2</sub>収支や、国費とCO<sub>2</sub>削減効果との費用対効果等に係る審査事項を盛り込むこと。 (農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p><b>(5) バイオマスの利活用によるCO<sub>2</sub>削減効果の明確化</b></p> <p>【農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>① バイオマスの利活用におけるCO<sub>2</sub>の削減効果について、LCA手法によりの確に把握できる手法の確立を引き続き推進する。併せて、LCA手法確立までの間、既存の把握例も参考にしながら、関係省が連携してCO<sub>2</sub>収支等の把握方法を検討する。</p> <p>② 関係省が連携してCO<sub>2</sub>収支等の把握方法を検討した上で、合意のとれたものから平成24年度以降のバイオマス関連の施設導入に係る補助事業について、交付決定時の審査事項に盛り込むことを検討する。 また、各省ごとの個別の取組内容は以下のとおり。 (経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金(平成23年度新規事業)では、交付申請があった場合に当該補助金の交</li> </ul>

勧告	政策への反映状況
	<p>付による設備の整備が、エネルギー供給構造高度化法に基づく判断基準に規定するバイオエタノール利用目標量の達成に資するものに補助することを規定している。なお、当該判断基準については、農林水産省、環境省と連携して開催した「バイオ燃料導入に係る持続可能性基準等に関する検討会」におけるLCAでのCO<sub>2</sub>削減効果等についての検討結果（平成 22 年 3 月に報告書に取りまとめ、その中でガソリンのCO<sub>2</sub>排出量に比較して削減水準が50%以上あるのは、ブラジル産の既存農地のサトウキビ及び国産の一部のみである等と報告）が反映されている。</p> <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料の製造事業者や輸入事業者がLCAの観点から自らのバイオ燃料事業を評価する際に活用することを目的とし、「バイオ燃料の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」を平成 22 年 3 月に作成した。現在、バイオマスガス及びバイオマス発電についても、ガイドラインを作成しているところ。</li> </ul> <p>地球温暖化対策技術開発等事業においては、公募要領に当該ガイドラインを参照することを記載の上、バイオマス関連の課題について、LCAにおいて温室効果ガス削減率が50%以上と想定されることを応募の条件としている。</p> <p>また、小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業においても「バイオマス熱利用設備」の応募において、LCAにおいて50%以上の削減効果があることを採択の条件としている。</p>

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html))